

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 伊達市ボランティアセンター規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会定款第2条に基づき、地域における地域住民のボランティア活動の拠点として、地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成、援助を行うとともに、ボランティア活動を通じて地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 このセンターは、伊達市ボランティアセンター（以下「センター」という。）という。

(所 在)

第3条 このセンターは、伊達市松ヶ枝町59番地4、伊達市社会福祉協議会に置く。

(事 業)

第4条 このセンターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボランティアの開発、啓蒙
- (2) ボランティア活動に関する相談、登録、斡旋
- (3) ボランティア活動に関する研修、訓練
- (4) ボランティア活動に関する調査、研究、情報の提供
- (5) 労力、技術、金品の受け入れ、払い出し
- (6) ボランティア及びボランティア団体との連絡調整
- (7) その他必要な事業

(運営委員会)

第5条 このセンターの適正な運営を図るため、ボランティア団体、実践者、社会福祉関係団体、学識経験者等の関係者をもって運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会の委員は若干名とし、伊達市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- (2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員会に、委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選とする。

(4) 委員長は会務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(5) 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(6) 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会 計)

第6条 このセンターの収支会計は、常に適正に処理し、毎会計年度の事業報告の中で、その結果を明確にするものとする。

第7条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和41年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年11月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、伊達市愛情銀行規程は廃止する。
- 3 廃止前の伊達市愛情銀行規程による技術、労力、金品の預託、供与等に関する規定は、この規程の定めるところによりなされたものとみなす。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月27日から施行する。